

福岡市未来へつなげる環境活動支援事業

補助金交付申請の手引き

【環境イベント支援コース】

(令和7年度)

相談・受付窓口

福岡市 環境局 環境政策課

TEL : 092-733-5381 FAX : 092-733-5592

E-mail : k-seisaku.EB@city.fukuoka.lg.jp

目 次

第1章 申請手続きについて	
1 申請団体の要件	… 1
2 補助対象事業	… 1
3 提出書類	… 2
4 作成上の注意点	… 2
5 注意事項	… 3
6 補助事業に関する広報支援	… 4
7 補助金に係る消費税仕入控除について	… 4
8 よくある質問	… 5
第2章 補助金交付の流れについて	… 10

<参考>

- 提出書類の記載例
- 経費分類表
- 講師謝礼基準

第 1 章 申請手続きについて

1 申請団体の要件

- ・「福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金交付要綱」第 3 条（補助対象団体）の要件を満たす団体であること。

第 3 条抜粋

補助金を交付する対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表 1 に定める団体の人数及び、環境活動経験年数当の申請要件を満たす市民団体、NPO 法人又は市長が特に認める団体
- (2) 自ら、発意・企画し、自主的にこの要綱の目的に沿った環境保全に関する実践活動を行う団体
- (3) 福岡市内に事務所又は連絡場所を有し、かつ、主たる活動を福岡市内で行っている団体
- (4) 営利活動が主たる目的でない団体及び、宗教活動又は政治活動が目的でない団体

別表 1 補助金申請の要件

区分	項目	内容
環境イベント支援コース	団体の人数	3 人以上で構成された市民団体
	来場者（予定）	15 人以上の来場者が見込めるイベント等

- ・過去に団体活動支援コース A・B および環境イベント支援コース（累計 2 回）で、本補助金の交付（支払い）を受けた団体でないこと。

2 補助対象事業

- ・「福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金交付要綱」第 5 条（補助対象事業）の要件を満たすこと。

第 5 条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が行う事業であって、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 地球温暖化対策
- (2) ごみ減量・3 R（リデュース・リユース・リサイクル）
- (3) 自然環境保護
- (4) 環境美化
- (5) 環境教育・SDGs の普及啓発
- (6) その他この要綱の目的に適合する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象外とする。

- (1) 福岡市の他の補助金の交付を受けている事業
- (2) 営利活動を主たる目的とする事業及び、宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (3) その他市長が適当でないと認めた事業

- ・団体の会員やスタッフ以外の福岡市の市民が参加する「市民参加型」の事業であること。

- ・補助対象とする事業（イベント）が下記の①から③を満たすこと。

①市民団体が自主的に取り組む「環境」を主たるテーマとしたイベントであること。

②イベントの実施により、参加する市民の環境意識の向上や、環境への気づきや理解を深めるための啓発につながる。

③イベントの実施により市民団体等の活動が、環境保全活動の環のさらなる拡がりにつながる。

※福岡市からの依頼を受けて実施されている事業は補助対象になりません。（例：地域ぐるみ清掃 など）

3 提出書類

(1) 福岡市未来へつなげる環境活動支援事業補助金交付申請書 [様式第 1 号]

(2) 事業計画書 [様式第 1 号 - 1]

(3) 事業収支計画書 [様式第 1 号 - 2]

(4) 団体調書 [様式第 1 号 - 4]

(5) 役員名簿 [様式第 1 号 - 5]

(6) 誓約書 [様式第 1 号 - 6]

(7) 団体の規約

(8) 直近の収支決算書

(9) 必要経費の見積書など

※団体の規約等を有していない場合は、「7 よくある質問」をご覧ください。環境政策課にご相談ください。

※はじめて本補助金を申請される団体は、直近の収支決算書は提出不要です。

4 作成上の注意点（別紙「提出書類の記載例」参照）

(1) 申請書 [様式第 1 号]

「補助金の申請額」は次のとおり計算し、千円未満を切り捨てた金額としてください。

$$\text{申請額} = \{ \text{補助対象経費} - \text{国・県等の公的な補助金} \} \times (\text{補助率 } 4/5)$$

(2) 事業計画書 [様式第 1 号 - 1]

「イベント・講座開催までの事業計画」

「活動内容」欄に記載する活動は、活動ごとに番号を付けてください。なお、この番号を事業収支計画書 [様式第 1 号 - 2] の記載内容にも対応させ、何の活動にどれだけの予算を見込んでいるのか分かるようにしてください。

(3) 事業収支計画書 [様式第1号-2]

【1 収入の部】

当事業補助金 (A)	支出の部の「(E)補助対象合計」から収入の部の「(B)公的な補助金等」を差し引いたものに補助率をかけた金額以内（千円未満切捨）を記載してください。 また、この (A) の金額を申請書 [様式第1号] の「補助金の申請額」に記載してください。
公的な補助金等 (B)	申請事業に福岡市以外の公的な補助金（国や県など）を充てる場合は記載してください。民間の助成金等は除きます。

福岡市（外郭団体を含む）の他の補助金の交付を受ける事業は未来へつなげる環境活動支援事業補助金に申請できません。なお、福岡市の他の補助金に申請中の場合であれば、本補助金への申請は可能です。

【2 支出の部】

費目／予算額	別紙「経費分類表」で、補助対象の可否と費目の分類を確認し、費目ごとに補助対象、補助対象外及びその合計（全体）の金額を記載してください。 （注意）消費税の確定申告を予定されている場合 申請時に、当該補助金の対象とする予算の仕入れにかかる消費税相当額が明らかな場合には、消費税額分を減額して申請してください。ただし、申請時に仕入れにかかる消費税相当額が明らかでない場合についてはこの限りではありません。
内訳	どの活動内容の経費が分かるよう、事業計画書 [様式第1号-1] 「イベント・講座開催までの事業計画」に記載した活動の番号を用い、活動ごとの内訳（単価・人数・回数など）を記載してください。
合計	費目ごとの金額を合計してください。「全体合計 (D)」は、「1 収入の部」の「合計 (C)」と同額になります。

5 注意事項

- 未来へつなげる環境活動支援事業補助金は、事業に対する補助金です。団体に対する補助金ではありませんので、団体の経常的な運営経費は補助の対象になりません。別紙「経費分類表」を参照のうえ、ご不明な点等ございましたら環境政策課にお問い合わせください。

<補助対象外の例>

- 事務所管理費（家賃・光熱水費・電話代など）
- 備品（パソコン・プリンタ・プロジェクターなど）※ただし、イベント時のリース料は対象となる。
- 申請の受付期間は、補助対象期間として申請する実施期間初日の2か月前までとします。
- 申請回数は、累計で2回までです。※年間2回ではなく、団体として申請できる回数が2回まで。
- 本補助金は予算の範囲内で交付いたします。

6 補助事業に関する広報支援

- 市政だより（情報 BOX）への掲載依頼ができます。
- 情報プラザや市の施設でチラシや制作物を配布できます。

※市政だより（情報 BOX）について、掲載依頼が多数の場合は掲載不可となることがございます。

※広報支援の詳細は、交付決定後にお知らせします。

7 補助金に係る消費税仕入控除について（該当ある場合のみ）

補助金は消費税法上の非課税売上に該当するため、預かり消費税の対象にはなりません。消費税及び地方消費税の申告により仕入控除を受ける場合は下記のとおりご対応ください。

- (1) 申請時点で、補助金の予算計上に関する仕入れに係る消費税相当額が明らかな場合
消費税相当額を減額して補助申請を提出してください。

- (2) 実績報告時に、補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかな場合
消費税相当額を減額して実績申請を提出してください。

- (3) 実績報告書の提出後に、補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合

仕入控除税額分の補助金は、速やかに市へ返還していただく必要がありますので、仕入控除税額報告書【様式第7号】、7号記載の書類及び下記の関係書類をご提出ください。また、市へ返還する額が0円の場合でも様式第7号及び関係書類の提出は必須ですので、ご注意ください。

様式第7号関係資料

仕入控除税額が 0円の場合	免税事業者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等売上高が確認できる資料 ・法人税確定申告なしの場合、免税事業者届出書
	簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し※税務署の收受印等のあるもの
仕入控除税額が 0円以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の項目を含む概要書 事業所名、補助事業名、事業所の所在地、補助金の名称、補助金交付年度及び補助金確定額、補助金返還額の概要（特定収入額及び内訳、特定収入割合、課税売上割合、交付を受けた補助金のうち課税仕入れ等によりのみ使途が特定されている金額、補助金返還額） ・消費税及び地方消費税の確定申告書の写し ・消費税及び地方消費税及び確定申告書の付表2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し ・その他参考となる資料（特定収入額、補助金のうち課税仕入れ等に係る消費税額が分かる資料） 	

※所得税法上の課税事業者等に該当するかは、所轄の税務署へお尋ねください。

8 よくある質問

目次

No.	質問
1.環境イベント支援コース全般に関すること	
Q1	どのような環境活動が未来へつなげる環境活動支援事業の補助対象となりますか。
Q2	どのようなイベントや講座が環境イベント支援コースの対象となりますか。
Q3	対象となる要件の③「イベントの実施により市民団体等の活動が、環境保全活動の環のさらなる拡がりにつながること。」の要件を満たすには、どのような活動を実施すれば良いですか。
Q4	上限額が12万円になる地球温暖化対策、プラスチックごみ減量、森林資源利活用のいずれかに関するイベント等とは、具体的にどのようなものが対象となりますか。
Q5	過去に団体活動支援コース A または B で補助金の交付(支払い)を受けた団体が、環境イベント支援コースに申請することはできますか。
Q6	イベントや講座を数回実施する場合、環境イベント支援コースと団体活動支援コースのどちらで申請すればいいですか。
Q7	補助の対象となる期間はいつからですか。
Q8	環境イベントコースの「申請回数が累計で2回まで」とは、団体が1年間で申請できる回数のことですか。
Q9	1つの団体が、同一年度内に、団体活動支援コースと環境イベント支援コースの両方に申請することは可能ですか。
2.申請団体・申請事業に関すること	
Q1	中学生や高校生で構成された団体も対象となりますか。
Q2	学校が行う事業は補助の対象となりますか。
Q3	団体が学校の授業や行事の一環として、児童生徒等を対象としてイベント等を実施する場合は対象となりますか。
Q4	商店街が行う事業は補助の対象となりますか。
Q5	各校区の環境活動連絡会議等の事業は補助の対象となりますか。
Q6	団体が自治協議会等と共働して事業を行う場合、補助の対象となりますか。
Q7	自治会、子ども会等の事業は、補助の対象となりますか。
Q8	福岡市から物的支援を受けている事業は補助の対象となりますか。
Q9	構成員に市外居住者が含まれる団体であっても、補助の対象となりますか。
Q10	市外に所在地のある団体も補助の対象となりますか。
Q11	代表者が同じで構成員が異なる団体は、別の団体として対象となりますか。
3.手続きに関すること	
Q1	申請書はどこに提出すればいいですか。
Q2	新たに活動を始める団体で、規約や収支決算書がありません。
Q3	補助対象となる経費はどのような内容ですか。
Q4	申請書提出までにイベントの会場や講座の講師について予約しておく必要がありますか。
Q5	レシート・領収書には、お店の領収印が必要ですか。
Q6	役員を決めていません。
Q7	事業収支計画書に記載する全て経費について見積書等が必要ですか。
4.その他	
Q1	補助金以外にどのような支援をしてもらえますか。
Q2	交付決定後やむを得ない理由(天候不良等)でイベント等が中止になった場合、補助金は交付されますか。

1.環境イベント支援コース全般に関すること

Q 1. どのような環境活動が未来へつなげる環境活動支援事業の補助対象となりますか。

- A 1. 市民参加型※かつ市民団体が自ら企画し、自主的に取り組むもので、
 ①地球温暖化対策、 ②ごみ減量・3R（リデュース・リユース・リサイクル）、
 ③自然環境保護、 ④環境美化、 ⑤環境教育・SDG s 普及啓発
 に関する事業が対象です。

※市民参加型とは「団体の会員やスタッフ以外の福岡市の市民が参加していること」を言います。

過去には、子ども達を対象とした自然観察会、腐葉土の普及・啓発、浜辺の清掃活動、干潟環境の調査、清掃活動などに対して補助しました。広報のちらしでは補助金を活用して実施された事業を掲載しておりますので、ご覧ください。

Q 2. どのようなイベントや講座が環境イベント支援コースの対象になりますか。

- A 2. 上記の Q1 のほか、以下の 3 つの要件を満たすイベントや講座が環境イベント支援コースの対象となります。
 ① 市民団体が自主的に取り組む「環境」を主たるテーマとしたイベントであること。
 ② イベントの実施により、参加する市民の環境意識の向上や、環境への気づきや理解を深めるための啓発につながること。
 ③ イベントの実施により市民団体等の活動が、環境保全活動の環のさらなる拡がりにつながること。

Q 3. 対象となる要件の③「イベントの実施により市民団体等の活動が、環境保全活動の環のさらなる拡がりにつながること。」の要件を満たすには、どのような活動を実施すれば良いですか。

- A 3. イベントの実施前後に、事前活動（内部向けの研修等）及び事後活動（イベントの成果を共有する場を設ける等）を実施することで要件を満たすものとします。なお、事前活動及び事後活動の参加者は、団体の会員やスタッフのみでも問題ありません。

例) 海岸清掃イベントを実施する場合

事前活動：海ごみについて学ぶ講座を実施

イベント等：海岸清掃

事後活動：集めたごみの組成が事前活動の内容と合致しているかを確認し、イベント参加者へ共有する

Q 4. 上限額が 12 万円になる地球温暖化対策、プラスチックごみ減量、森林資源利活用のいずれかに関するイベント等とは、具体的にどのようなものが対象となりますか。

- A 4. 地球温暖化の現状について学ぶ講座や、海や川での市民参加型プラスチックごみ削減のための清掃イベント、間伐材を活用したものづくりワークショップ等が対象となります。

Q5. 過去に団体活動支援コース A または B で補助金の交付（支払い）を受けた団体が、環境イベント支援コースに申請することはできますか。また、団体活動支援コース A で補助金の交付（支払い）を受けた団体が、団体活動支援コース B に申請することはできますか。

- A 5. 過去に団体活動支援コース A または B で補助金の交付（支払い）を受けた団体は、環境イベント支援コースに申請することはできません。反対に、環境イベント支援コースで補助金の交付（支払い）を受けた団体が、団体活動支援コース A または B に申請することは可能です。

団体 A・B → イベント	イベント → 団体 A・B
×	○

Q6. イベントや講座を数回実施する場合、環境イベント支援コースと団体活動支援コースのどちらで申請すればいいですか。

A6. 単発でイベント等を行うか、年間を通して活動するかによりコースが分かれます。目安として、事業の目的を達成するための年間の活動が1～2回程度の場合は環境イベント支援コース、それを超える場合は団体活動支援コースとなります。

Q7. 補助の対象となる期間はいつからですか。

A7. 申請書（事業計画書[様式第1号-1]）の実施期間の欄に記載された期間が補助対象期間となります。イベント等の準備から実施終了までに要する期間を記載してください。期間外に実施された活動については対象外です。申請事業の審査後に期間を変更することはできません。なお、期間の開始日は6月1日以降、期間の最終日は年度の最終日（3月31日）以前で設定してください。

Q8. 環境イベントコースの「申請回数は、累計で2回まで」とは、団体が1年間で申請できる回数のことですか。

A8. 1年間ではなく、団体として申請できる回数が2回までです。1年間に2回申請することも、1回目の申請から数年後に2回目を申請することも可能です。3回目以降は補助対象外です。なお、年度内に同じテーマで2回実施する場合は、まとめて1回目として申請することもできます。

事例1) 異なるテーマの講座を2回開催する場合

6月：プラごみに関する講座
12月：省エネに関する講座 ➡ 申請回数：2回

事例2) 同じテーマの講座を2回開催する場合でまとめて1回として申請する場合

6月：プラごみに関する講座
9月：プラごみに関する講座 ➡ 申請回数：1回

Q9. 1つの団体が、同一年度内に、団体活動支援コースと環境イベント支援コースの両方に申請することは可能ですか。

A9. 同一年度内に2つのコースを希望することはできません。

2.申請団体・申請事業に関すること

Q1. 中学生や高校生で構成された団体も対象となりますか。

A1. 対象となります。ただし、構成員に教員や学校関係者、保護者等の監督できる者が含まれている必要があります。
(例：複数校の中学生により構成されるスポーツチームにおいて清掃イベント等を実施する場合、監督が構成員に含まれる等)

Q2. 学校が行う事業は補助の対象となりますか。

A2. 学校は補助対象団体ではありませんので、学校が主体となって行われる授業や行事の一環として行われるイベントは対象外です。大学や専門学校のサークル等が行う環境イベントは対象となります。

Q3. 団体が学校の授業や行事の一環として、児童生徒等を対象としてイベント等を実施する場合は 対象となりますか。

A3. 団体が主体となり実施する場合は、授業の一環でも対象となります。
(例：小学校の総合的な学習の時間の一環として講座を実施する等)

Q4. 商店街が行う事業は補助の対象となりますか。

A4. 商店街は営利活動を主たる目的としているため、商店街が主体となる事業は対象外です。なお、営利活動を主たる目的としていない別の組織の構成メンバーに商店街が含まれている場合は、対象とすることができます。

Q5. 各校区的环境活動連絡会議等の事業は補助の対象となりますか。

A5. 福岡市の補助金が充てられている事業は対象外となります。その他の要件は1のQ1をご参照ください。

Q6. 団体が自治協議会等と共働して事業を行う場合、補助の対象となりますか。

A6. 自治協議会等に交付された福岡市の補助金（自治協議会共創補助金など）が充てられている事業は対象外となります。その他の要件は1のQ1をご参照ください。

Q7. 自治会、子ども会等の事業は、補助の対象となりますか。

A7. 福岡市の補助金（町内会活動支援事業補助金、自治協議会共創補助金など）やその他の支援を受けている事業は対象外となります。また、町内会等を主体とした地域ぐるみ清掃、ラブアース、町内清掃に属する活動も対象外です。その他の要件は1のQ1をご参照ください。

Q8. 福岡市から物的支援を受けている事業は補助の対象となりますか。

A8. 清掃用具の貸出支援や活動場所の提供（公民館などの市施設）など活動を実施するための一部について物的支援を受けていても、事業自体は対象となります。なお、物的支援を受けたものは本補助金の対象経費に計上できません。

Q9. 構成員に市外居住者が含まれる団体であっても、補助の対象となりますか。

A9. 構成員個人の住所に関わらず、福岡市内で実施する事業で市民に効果が還元されるもので、団体の事務所又は連絡場所が福岡市内にあれば補助の対象とすることができます。

Q10. 市外に所在地のある団体も補助の対象となりますか。

A10. 市外の団体が主催するイベント等であっても、イベント等の実施場所が市内であれば対象となります。ただし、市民に効果が還元されるもので、団体の事務所又は連絡場所（構成員が市内に居住し、連絡場所となる場合を含む）が福岡市内に設定されている必要があります。

Q11. 代表者が同じで構成員が異なる団体は、別の団体として対象となりますか。

A11. 代表者が同じ団体は同一年度内に別団体として申請することはできません。そのほか、事業の目的が異なる場合も同様です。

3.手続きに関すること

Q1. 申請書はどこに提出すればいいですか。

A1. 相談・受付窓口である環境政策課で受け付けます。

Q2. 新たに活動を始める団体で、実施団体の規約や収支決算書がありません。

A2. 規約は申請要件ですので雛形を参考に、必ず作成してください。直近の収支決算書は、はじめて補助金を申請される団体は提出不要です。

Q3. 補助対象となる経費はどのような内容ですか。

A3. 別紙「経費分類表」をご確認ください。

Q4. 申請書提出までにイベントの会場や講座の講師について予約しておく必要がありますか。

A4. イベントの会場や講座の講師を予約する前でも申請書はご提出いただけます。その際は必要経費の概算額で積算してください。なお、申請時点で見積書等をご提出いただく経費もありますので、別紙「経費分類表」をご確認ください。

Q5. レシート・領収書には、お店の領収印が必要ですか。

A5. 印字されたレシートや領収書の場合、領収印は不要ですが、手書きの領収書の場合には、店舗の領収印が必要です。また、レシートや領収書には、購入した店名、日付、金額、購入品の名称・数及びあて名（団体名のものに限る。）が記載または印字されている必要がありますので、ご注意ください。

Q6. 役員を決めていません。

A6. 申請要件ですので代表者（名称は代表・理事長・会長など）、会計、監事を決めていただき、役員名簿を作成してください。

Q7. 事業収支計画書に記載する全て項目の見積書等が必要ですか。

A7. 申請時点で見積書等の提出が必要な経費は、別紙「経費分類表」に記載していますので、ご確認ください。なお、提出不要となっている経費であっても、内容に応じて提出をお願いする場合があります。

4.その他

Q1. 補助金以外にどのような支援をしてもらえますか。

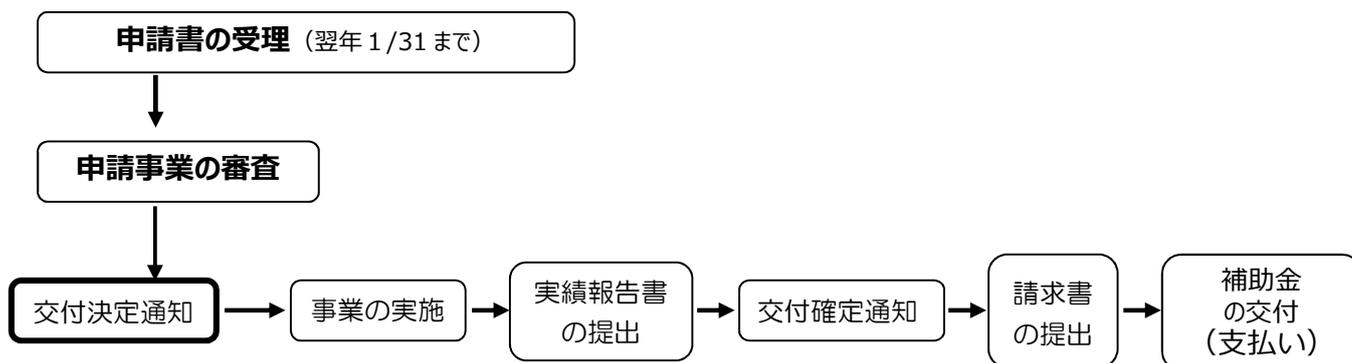
A1. 福岡市役所 1 階の情報プラザや学校・区役所などにチラシやポスターを掲示、配架するなど、広報の支援も行っています。

Q2. 交付決定後に、やむを得ない理由（天候不良等）によりイベント等が中止になった場合、補助金は交付されるのか。

A2. イベント等の準備にかかった費用は対象となりますので、実績報告書と領収書等をご提出ください。

第2章 補助金交付の流れについて

申請事業の内容等を審査し、交付決定の可否を判断します。



- ・ 交付決定通知では、交付決定額、交付の時期、補助の条件、評価結果及び事業を実施する上での注意点をお知らせします。
- ・ 事業終了後は、速やかに実績報告書をご提出ください。実績報告書の様式は交付決定通知後にお渡しします
- ・ 補助金は原則、事業の実施後の交付（支払い）です。事業実施前の交付（支払い）でなければ事業実施が困難であるなどのやむを得ない理由がある場合は事前にご相談ください。
- ・ 実績報告時に補助対象経費と認められなかった場合、補助金の額が減額になる場合があります。